



概況説明

令和7年4月25日（金）
自衛隊東京地方協力本部



説明項目

1 全般

- 東京地本の沿革
- 任務・地位・役割等

2 主要業務

- 募集業務
- 援護業務
- 予備自衛官等業務

3 質疑応答



竹橋庁舎(S31)



檜町庁舎(S35)



市ヶ谷庁舎 (S37~S53)



旧東京地本庁舎
(官舎1階部分)

(S53~H26)

年	主な出来事
S31	「東京地方連絡部」編成完結 (25名、3両)竹橋庁舎(千代田区) ①
S35	竹橋庁舎から檜町庁舎へ移転 ②
S37	檜町庁舎から市ヶ谷庁舎へ移転 (237名、85両) ③
S53	旧東京地本庁舎が落成し移転 (353名、81両) ④
H14	体制移行 (29コ出張所→20コに統廃合)
H18	「地方連絡部」から「地方協力本部」に名称変更
H26	市ヶ谷のPAC-3関連事業に伴い東新宿に一時移転 ⑤
H30	新庁舎(市ヶ谷)に移転 ⑥



⑤ 【仮庁舎】新宿イーストサイドスクエア(5階)

H26. 7~H30. 6



⑥ 現庁舎

H30. 6~



任 務 (※)	<ol style="list-style-type: none">1 部外との連絡及び協力に関する事項2 広報に関する事項3 自衛官等の募集に関する事項4 予備自衛官・予備自衛官補の人事・招集等に関する事項5 即応予備自衛官の募集・招集等に関する事項6 自衛官の再就職援護業務の実施に関する事項7 その他、防衛大臣から特に命ぜられた事項 (国民保護、災害派遣、航空救難、部外者の体験搭乗等)
地 位	東部方面総監の指揮下で、 募集・援護・予備自衛官等 業務を行う陸・海・空自の共同機関
役 割	<ol style="list-style-type: none">1 都内における防衛省・自衛隊の総合窓口2 募集・予備自衛官等業務による自衛隊の人的基盤の整備3 退職自衛官の就職援護による隊員へ安心感の付与

根拠:「自衛隊地方協力本部の組織等に関する訓令」

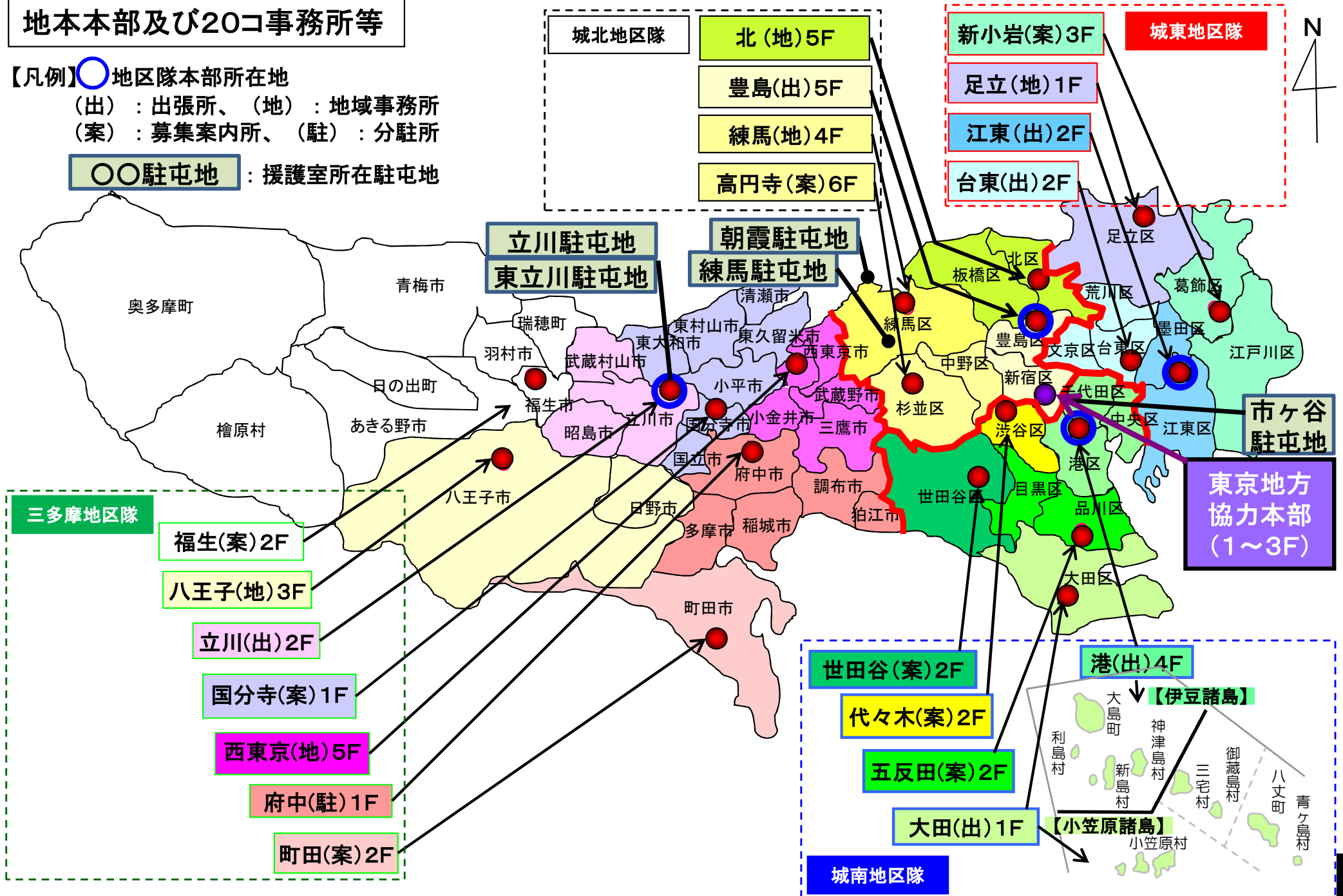
※: **募集**、**援護**、**予備自**は地本の「三本柱」と表現されるほど重要な任務

【参考】募集: 全国の入隊者総数の約9%を確保、予備自衛官等: 全国の予備自衛官等の約6%を管理



地本本部及び20コ事務所等

- 【凡例】○地区隊本部所在地
 (出) : 出張所、(地) : 地域事務所
 (案) : 募集案内所、(駐) : 分駐所
- 駐屯地 : 援護室所在駐屯地



情報の収集

志 願

受 験

フォロー・入隊



イベントでの広報



採用説明会



1次試験対策勉強会



合格者説明会



オフィスツアー



オープンキャンパス参加



パイロットによる説明会



合格者部隊見学



就職フェア参加



受験予定者部隊見学



防大受験者説明会



合格者間の交流

その他、各事務所主催の説明会や学校訪問等

**【組織募集】**

地方自治体を通じて行う募集

自治体の行う募集に関する法定受託事務

自衛官募集に関し、地方自治体が実施することが法令等で示されている業務

- ・ 共 通：自衛官及び自衛官候補生募集の事務、募集広報宣伝の実施、報告・資料提出
- ・ 都道府県：募集期間の告示、試験期日・場所の告示等
- ・ 区市町村：応募資格の調査、志願票の受理、資格調査の委託

【組織的募集】

地域社会や協力者・団体、学校、ハローワーク、部隊・隊員等と連携した募集のことをいう。

例：学校等における説明会、地域イベントへの参加、募集相談員による対象者の紹介等

総
括

- 地本単独での募集・採用業務には限界があるため、自衛隊法第97条と地方自治法第2条に基づく「**組織募集**」を核として業務を遂行
- より「**組織的な募集**」を行うため、**地域や各部隊、学校、他機関、民間協力者・団体等との連携**を推進

総
括

- 電車広告及び区営バス広告は、自治体の協力により、広告掲載
- デジタルビジョンを活用した自衛官募集のCM、本部・事務所説明会の告知資料等を放映



電車広告（都営地下鉄4線、日暮里・舎人ライナー）



区営バス広告
（文京区、足立区、練馬区）



デジタルビジョン（渋谷109フォーラムビジョン）



デジタルビジョン（新宿西口改札前）



デジタルビジョン（原宿アストロビジョン）

総
括

- 協力団体、学校等、自治体以外の組織とも連携して募集活動を充実
- 支援していただきたい事項を明確にし、組織的募集を推進



東京都募集相談員連絡協議会（募連協）理事会



募連協世田谷支部主催の職業説明会



高等工科学校学生による母校訪問



都立公立学校中堅教諭等資質向上研修支援



大部分の自衛官は、国防という任務の特殊性から自衛隊の**精強性を維持**するため

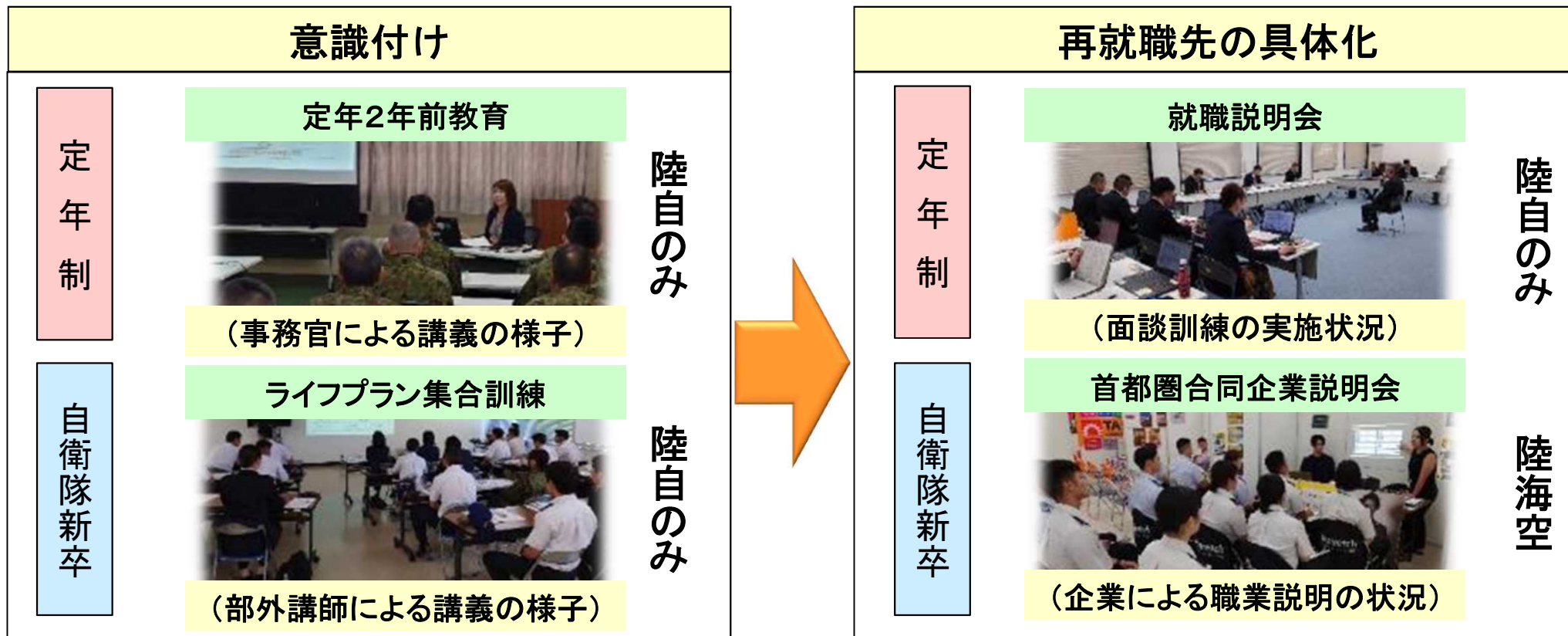
若年定年制 : 50歳代半ば

任期制 : 20～30歳代

で退職するという**他の公務員には類のない任用制度**下にある。

このため、自衛隊として積極的に再就職支援等を実施し、**退職予定者の生活基盤の確保（雇用の確保）**に努めなければならない。

また、**自衛官の就職の援助の成否**は、在職自衛官の**安定サービスの助長**は勿論のこと**募集等防衛基盤の育成**に大きな影響を及ぼす。



令和6年度首都圏合同企業説明会実績

区 分	実施月日	参加隊員数	参加企業数
前 段	令和6年8月27日(火)・28日(水)	824名	448社
後 段	令和6年11月19日(火)	105名	254社

※ 参加希望企業の約4割が説明会に参加



インターンシップ

目的

退職予定の隊員に対し、企業等における退職前のインターンシップを実施し、**隊員の再就職に係る希望の具体化や再就職後の早期離職防止を図るとともに、インターンシップ受入企業等に対し、自衛官の有用性を周知する。**

年度	実績	主な業種・職種
令和6年度	48社607名(23職種) (令和4年度) 19社233名 (17職種)	損害査定調査員 旅客運送業 葬祭業 物流・倉庫管理 施設管理 介護サービス 警備・流通 清掃業 ほか



就職援護広報

目的

新規企業を重視した就職援護広報を実施するとともに、**援護の質的向上に繋げることを念頭に、企業主等を招へいする。この際、各経済団体・企業団体等と連携し、効率的・効果的な就職援護広報に留意する。**

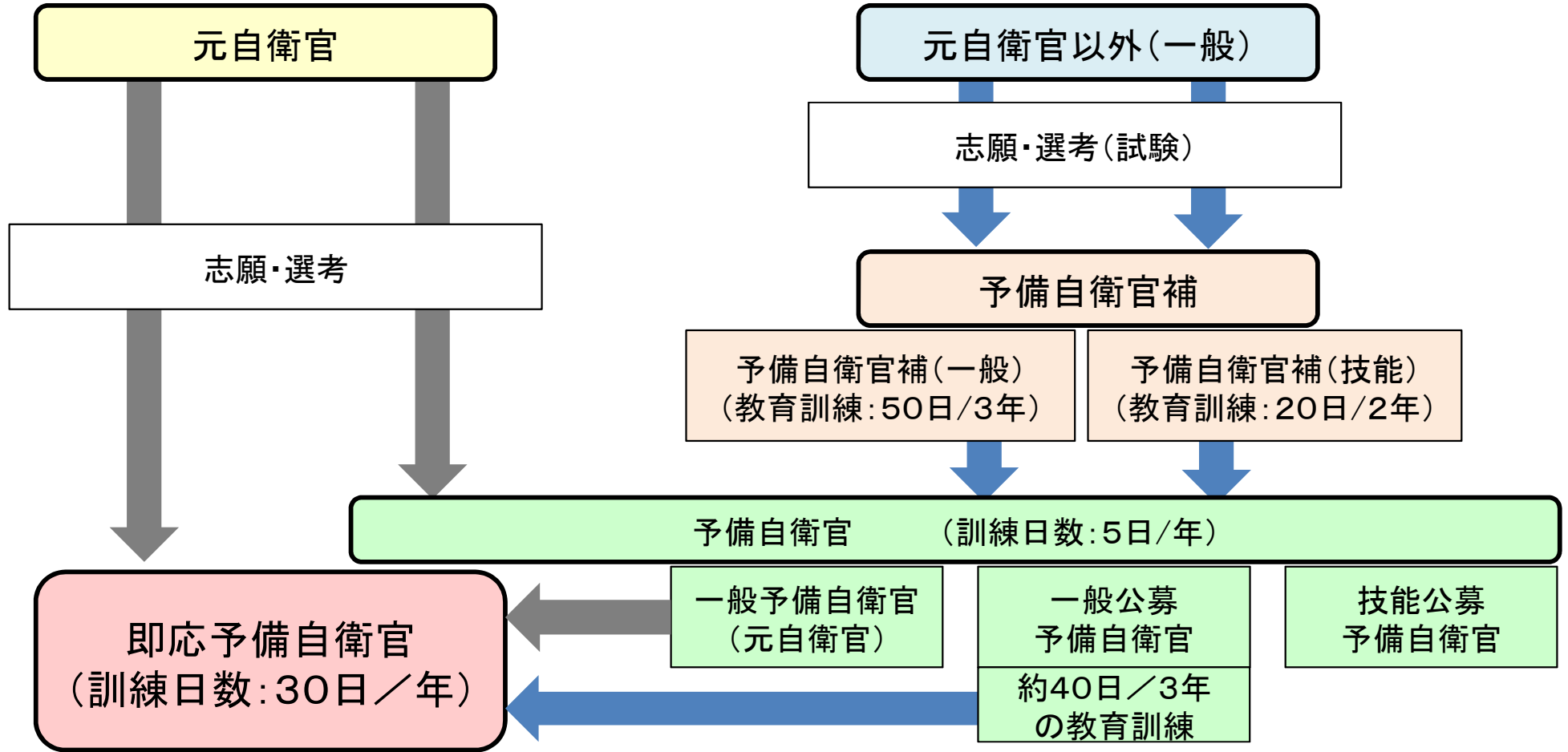
対象者	東京商工会議所会員企業との交流会（ 66社107名 ）
内容	全般説明 援護パンフレット等を活用し、援護担当者が援護制度等を説明
	援護担当者との交流会 参加企業主等に対し、自衛隊及び退職自衛官の有用性について理解促進を図るとともに、企業ニーズ等を確認して優良求人の獲得に資する





予備自(1/2)

予備自衛官等の概要



区分	 即応予備自衛官	 予備自衛官	 予備自衛官補
任務	<ul style="list-style-type: none"> ○防衛招集 ○国民保護等招集 ○治安招集 ○災害等招集 ○訓練招集 	<ul style="list-style-type: none"> ○防衛招集 ○国民保護等招集 ○災害招集 ○訓練招集 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育訓練招集

予備自衛官制度説明



ライフプラン教育における制度説明



部隊に対する制度説明



招集訓練



1 日間招集訓練



5 日間招集訓練



以上で説明を終わらせていただきます